

### 参考資料 3 小型焼却炉等に対する主な助成措置の概要

小型焼却炉に対する助成措置一覧表 (平成14年度)

区分	制度名	適用者	現行制度の概要
補 助	林業・木材産業構造改革事業	森林組合，林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体等	木材処理加工施設（木材製材施設，集出荷加工施設，木材材質高度化施設等）等のメニューとして焼却炉を事業対象 木材乾燥施設等の付帯施設として焼却炉を事業対象 補助率：1/2, 1/3
	木材産業体質強化対策事業（利子助成）	木材製造業，木材卸売業等	木材製品の付加価値の向上，低コスト化，経営の合理化のための設備や環境保全のための設備（焼却炉等）の導入に対する利子助成 償還期間：7年以内 利子助成率：1/2以内（利率上限3.5%以内に対し1/2以内を助成）
	木材供給高度化設備リース促進事業（リース助成）	製材業，プレカット加工業，木材建築工事業，木材市場等木材販売業，集成材製造業	環境保全型焼却炉をリース対象 リース期間：6～10年 助成期間：6年（金属製の構築物） 助成率：リース付加料の1/2（リース総額では9%程度で、本体価格800万円、リース総額976万円の場合で88万円の助成）
金 融	林業改善資金 特認間伐施設資金	森林組合、同連合会、木材製造業を営む者等	間伐材の加工に用いられる機械・施設で都道府県が農林水産大臣に協議して指定するものの購入・設置に必要な資金 無利子 償還期間10年以内
	木材産業等高度化推進資金 木材加工流通システム整備資金	合理化計画認定を受けた森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、数人共同事業体、木材市場開設者	木材の利用加工の高度化を図るために必要な製材・加工用施設の付帯施設として焼却炉を対象 償還期間：7年以内 利率：2.60% 貸付限度額：8千万円

区分	制度名	適用者	現行制度の概要
金	農林漁業金融公庫資金 農林漁業施設資金、 振興山村・過疎地域 経営改善資金・中山 間地域活性化資金	林業者、木材製造業 者	林産物の加工・流通・販売施設の改良 又は取得のメニューとして焼却炉も対象 償還期間：20年以内（据置期間8年以 内）等 利率：1.6～2.75% 融資限度額80%
	中小企業金融公庫資金 （国民生活金融公庫資金） 環境対策貸付 産業公害防止資金	中小企業者のうち、 廃掃法及び施行令に 掲げる廃棄物を生じ る者等	融資限度額：7億2千万円 償還期間：15年以内（据え置き期間2年） 利率：2.0～2.2%（4億円までは1.2～1.45 %） （国民金融公庫に貸付限度額7千2百万円）
	小規模企業設備資金貸 付制度	従業員20人以下の 小規模企業者（創業 前1月（会社設立の 場合は2月）以内の 者を含む。）	貸付限度額：4,000万円以下（所要資金の 1/2以内） 償還期間：7年以内（公害防止等施設12 年以内） 利率：無利子
融	小規模企業設備貸与制 度	”	貸与設備価額：6,000万円以下 償還期間等：7年以内（公害防止施設12 年以内） 割賦事業：割賦損料3%以下、保証金10% リース事業：リース料率年5.3%程度 本体価格800万円償還期間等7年の場合 ：割賦(月賦)事業総額 883万円 ：リース事業総額 945万円
税 制	公害防止のため用設備 等の特別償却制度	個人，法人	高温焼却装置の処理能力200kg/時間を越 える固定式廃棄物焼却設備について、特 別償却（取得価額の16%）が認められる。
	中小企業経営革新支援 法に基づく中小企業近 代化促進法の経過措 置、近代化促進法に基 づく構造改善事業に係 る特例措置	構造改善計画策定主 体の構成員	構造改善計画に係る機械・設備の附帯 施設として焼却炉の割増償却が認めら れる。 （現在の割増償却率は、18/100）
	中小企業投資促進税制	個人、法人	機械及び装置で1台又は1基の取得価額 が160万円以上(リース費用総額210万円以 上)のものについて、7%の税額控除又は30 %の特別償却の選択適用（資本金3,000万 円超の法人は特別償却のみ対象）